

(その1)

# 収支報告書

(ふりがな)  
1. 政治団体の名称

あいきかい  
會輝会

2. 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市門田町大字一ノ堰土手外1998-3

3. 代表者の氏名

阿部亘

4. 会計責任者の氏名

曾根佳弘

(事務担当者の氏名)

久保木 豊

(電話)

024-938-1000

(受取欄)



令和 3 年分

令和 年 月 日開催分)

## 政治団体の区分

- |                                     |                                |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/>            | 政 党                            |
| <input type="checkbox"/>            | 政党の支部                          |
| <input type="checkbox"/>            | 政治資金団体                         |
| <input type="checkbox"/>            | 政治資金規正法第18条の2<br>第1項の規定による政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | その他の政治団体                       |
| <input type="checkbox"/>            | その他の政治団体の支部                    |

## 活動区域の区分

- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/>            | 2以上の都道府県の区域等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 同一の都道府県の区域内  |

## 国会議員関係政治団体の区分

- |                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/>            | 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名 増子 輝彦

公職の種類 参議院議員(現職)

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令 和 年 月 日から  
令 和 年 月 日まで

団体番号	審査記帳	入力	
5075	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その2)

## 収支の状況

### 1 収支の総括表

収入総額	851,741
(前年からの繰越額)	851,735
(本年の収入額)	6
支出総額	38,360
翌年への繰越額	813,381

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数(党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄附		/
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その6)

## (6) その他の収入 /

摘要	金額	備考
この頁の小計	0	/
1件10万円未満のもの	6	/
合計	6	/

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	38,360	/
小計	38,360	/
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	/
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	/
(5) 寄附・交付金	0	/
(6) その他の経費	0	/
小計	0	/
合計	38,360	/

(その14)

注) この様式は、資金管理団体のみが、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。  
「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。  
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

注) この様式は、資金管理団体のみが、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。  
「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。  
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その17)

## 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

(その20)

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年2月11日

政治団体の名称

會輝会

会計責任者の氏名

曾根佳弘



代表者の氏名(解散団体のみ)

印

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

## 政治資金監査報告書

令和4年1月28日

會輝会

代表 阿部 亘 殿

登録政治資金監査人 

登録番号 第2258号

研修修了年月日 平成21年6月5日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、會輝会の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、會輝会の主たる事務所（※2）において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第

1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

### 3 業務制限 /

會輝会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、會輝会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上



(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国會議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

(注) 政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国會議員に係る複数の国會議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合